

令和 8 年 公告第 4 2 号

富士見町農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項の規定において準用する第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画案及び変更理由書を次により縦覧に供する。

富士見町の住民は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された変更後の農業振興地域整備計画案について意見書を提出することができる。

当該農用地利用計画の案に係わる農用地域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和 8 年 1 1 月 5 日の翌日から起算して 1 5 日以内にこれを申し出ることができる。

令和 8 年 1 0 月 7 日

富士見町長 渡 辺 葉

1. 変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧期間

自 令和 8 年 1 0 月 7 日

至 令和 8 年 1 1 月 5 日

2. 変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧場所

富士見町役場 長野県諏訪郡富士見町落合 1 0 7 7 7 番地
(所管：産業課 農政係)